

第8節 家 庭

1 改訂の趣旨及び要点

家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められている。また、資質・能力については、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することが、基本的な考え方とされた。そのため、次のように目標及び内容が改訂された。

2 目標及び内容

(1) 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- ② 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- ③ 家庭生活を大切にすることを育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

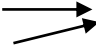
「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することが示されている。

学年の目標については、家庭科で育成する資質・能力について三つの側面（家庭生活への関心、知識及び技能の習得と活用、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度）から具体的に示されていたが、今回の改訂では、教科の目標としてまとめられた。

(2) 内 容

ア 内容構成の改善

- (ア) 今回の改訂では、小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるように、小・中学校においては、従前のA、B、C、Dの四つの内容を「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の三つの内容としている。A、B、Cのそれぞれの内容は、「生活の営みに係る見方・考え方」に示した主な視点が共通している。

<p>(旧) A 家族・家庭と子どもの成長 B 食生活と自立 C 衣生活・住生活の自立 D 身近な消費生活と環境</p>		<p>(新) A 家族・家庭生活 B 衣食住の生活 C 消費生活・環境</p>
---	---	---

(イ) これら A、B、C の三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象が整理されている。小学校における空間軸の視点は、主に自己と家庭、時間軸の視点は、現在及びこれまでの生活である。さらに、資質・能力を育成する学習過程を踏まえ、各項目は、原則として「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項で構成されている。

イ 履修についての改善

(ア) 「A 家族・家庭生活」の(1)「自分の成長と家族・家庭生活」については、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスとして、第5学年の最初に履修させるとともに、生活の営みに係る見方・考え方について触れ、「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の学習と関連させて扱う。

(イ) 「A 家族・家庭生活」の(4)「家族・家庭生活についての課題と実践」については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。

ウ 内容の取扱い

(ア) 「A 家族・家庭生活」(3)「家族や地域の人々との関わり」については幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱うこと。また、イについては、他教科等における学習との関連を図るよう配慮する。

(イ) 「B 衣食住の生活」については、「食に関する指導」では、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。また、第4学年までの食に関する学習との関連を図る。

(ウ) 「B 衣食住の生活」(5)「生活を豊かにするための布を用いた制作」については、日常生活で使用する物を入れる袋などの製作を扱う。

(エ) 「C 消費生活・環境」(1)「物や金銭の使い方と買い物」では、売買契約の基礎について触れる。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実に資する。

イ 「A 家族・家庭生活」から「C 消費生活・環境」までの各項目に相当する授業時

数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定める。

- ウ 「B衣食住の生活」の(2)「調理の基礎」及び(5)「生活を豊かにするための布を用いた制作」については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画する。
- エ 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにする。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにする。
- エ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- オ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道德に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 「A家族・家庭生活」(1)「自分の成長と家族・家庭生活」については、AからCまでの各内容の学習と関連を図り、日常生活における様々な問題について、家族や地域の人々との協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにする。
- イ 「B衣食住の生活」について
 - (ア) 日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるよう配慮する。
 - (イ) (2)「調理の基礎」については、ゆでる材料として青菜やじゃがいもなどを扱う。また、和食の基本となるだしの役割についても触れる。
 - (ウ) (3)「栄養を考えた食事」の体に必要な栄養素の種類と主な働きについては、五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱う。献立作成に関しては、献立を構成する要素として主食、主菜、副菜について扱う。
- ウ 「C消費生活・環境」について、(1)「物や金銭の使い方と買い物」では、内容のA、Bで扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げる。

4 移行措置の内容

平成30・31年度の第5学年及び第6学年の家庭の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

5 移行措置期間中の留意事項

中学校での平成33年度からの新中学校学習指導要領の全面実施による、中学校技術・家庭(家庭分野)への円滑な接続のため、第5学年の指導に当たっては、平成31年度から新小学校学習指導要領による実施を行う。

6 特に配慮すべき事項

家庭科は、実践的・体験的な活動を通して学習することを特徴としているので、その

中心的な学習活動である調理や製作などの実習を安全かつ効果的に進めるために、次の事項に配慮し、事故の防止に留意する必要がある。実習の指導に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底する。
- (2) 服装を整え、衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行う。
- (3) 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意する。
また、食物アレルギーについても配慮する。